

公益財団法人富山市体育協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

(1) 職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1： 心身ともに健康に働くことができるよう健康・保健に関する講習会を令和3年度より毎年度開催する

<対策>

心の健康、生活習慣病など心身の健康に関する講習会を開催し、職員の理解を深め、健康で働くことができる職場を目指す。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1： 所定外労働時間の削減

<対策>

各所属の超過勤務時間数の把握と、超過勤務削減について、目標値を設定し、職員、管理職へ周知する。

目標2： 令和3年度より年間10日以上年次有給休暇を取得する常勤職員の割合を毎年度60%以上とする

<対策>

年次有給休暇の取得について、5日以上の取得義務化を踏まえて、計画的な休暇取得について職場環境を構築し、活力とゆとりある職場を目指す。

目標達成のため、職員毎に進捗を所属長が把握し、取得を促進する。

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標1： 市内中学生の職場体験学習やインターンシップを受入

<対策>

各所属の受入れ状況を調査し、市内中学生の職場体験学習や、高等学校、大学などのインターンシップ受入を積極的に行う。